

第6節 農業を支える農業関連団体

農業関連団体はその活動を通じて我が国農業を支えてきましたが、農業を取り巻く環境が変化する中で、寄せられる期待に応え、課せられた役割を果たしていけるよう、事業や組織の見直しが急務となっています。以下では、農業協同組合（以下「農協」という。）、農業委員会、農業共済団体、土地改良区について、その現状や課題等について記述します。

(1) 農業協同組合

(農協による農業者の所得向上に向けた事業の見直しが急務)

農業者等による自主的な相互扶助組織である農協のうちの総合農協¹の数は、平成28（2016）事業年度末時点で661となっています（図表2-6-1）。奈良県、香川県、沖縄県及び島根県の4県では1県1農協が実現しており、山口県、福井県においてもこれに続く動きが見られます²。農協の職員数は減少傾向で推移する中、部門別では販売や営農指導の割合が高まっています。

平成28（2016）年4月に施行された改正後の農業協同組合法第7条には、農協が農産物を有利に販売したり、生産資材を有利に仕入れるといった取組を進めていく旨の規定³が置かれました。農林水産省が実施した平成29（2017）年度のアンケート調査によれば、地域の農協が農業者の所得向上に向けて農産物販売事業や生産資材購買事業の見直しを進めているかを尋ねた設問で、総合農協、農業者双方とも「具体的取組を開始した」との回答が前年度に比べ増加しましたが、総合農協と農業者の評価に一定の差があります（図表2-6-2）。事業見直しの成果が表れている農協も一部に見られますが、多くの農協において具体的な取組の開始や組合員への取組成果の還元が急務となっています。

図表2-6-1 農業協同組合（総合農協）の状況

(単位：組合、万人、%)

	平成 24年度 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)
組合数	717	712	692	686	661
組合員数	998	1,015	1,027	1,037	1,044
正組合員	461	456	450	443	437
准組合員	536	558	577	594	608
職員数	21	21	21	20	20
うち販売担当、 営農指導職員の割合	14.8	14.9	15.2	15.3	15.4

資料：農林水産省「総合農協統計表」

注：1) 組合数は「総合農協統計表」における集計組合数

2) 各組合事業年度末時点

図表2-6-2 農協改革に関するアンケート結果（抜粋）

(単位：%)

区分	回答者	平成28年度 (2016)	29 (2017)
農産物販売事業の見直しについて、 「具体的取組を開始した」と回答したもの	総合農協	68.0	87.7
	農業者	25.6	32.2
生産資材購買事業の見直しについて、 「具体的取組を開始した」と回答したもの	総合農協	65.5	88.3
	農業者	24.0	34.1
農産物販売事業の進め方や役員の選び方等に関し、 「組合員と徹底した話し合いを進めている」と回答したもの	総合農協	48.9	76.6
	農業者	21.9	30.6

資料：農林水産省「農協の自己改革に関するアンケート調査」（平成29（2017）年7月公表）

注：1) 総合農協の回答数は、平成28（2016）年度666、平成29（2017）年度658

2) 農業者は認定農業者を基本として都道府県が選定した者が対象。回答数は、平成28（2016）年10,442人、平成29（2017）年10,882人

- 1 農業協同組合法に基づき設立された農協のうち、信用事業、共済事業、販売事業などを総合的に行う農協
- 2 平成29（2017）年11月に、山口県の全12農協が臨時総代会で平成31（2019）年4月の合併を承認。また、同年11月に、福井県農業協同組合中央会は2020年4月に県内12農協を合併する旨を発表
- 3 具体的には、農協が農産物の有利販売等に積極的に取り組むことを促すために、事業の実施に当たって農業所得の増大に配慮しなければならないこと、事業を的確に行うことで収益性を高め、この収益を利用分量配当等で組合員に還元することを規定

事例

一括仕入れ等の導入で、生産資材の販売価格を引下げ（宮崎県）

宮崎県西都市の西都農業協同組合では、平成28（2016）年度に生産資材の一括仕入れ等を導入し、組合員に対する販売価格の引下げを実現しています。

同農協は、これまで組合員から注文を受ける度に卸売業者から仕入れを行っていましたが、注文時期を肥料、飼料等は年2回に、農薬は部会単位で設定し、まとめて予約注文を受け付け、複数卸売業者による入札で一括仕入れを行うようにしました。

注文数量を増やし更に有利な仕入れができるよう、同農協では職員による組合員全戸訪問を徹底し、予約注文の周知を図っています。これと併せて農協の配送センターに受け取りに来る組合員向けの自己取り割引を導入しました。これらの結果、組合員に対する販売価格を1～2割程度引き下げることができました。

同農協は、近隣農協と連携してより多くの注文数量を確保すること、生産資材の配送業務を自ら行うことで、更なる販売価格の引下げを目指したいと考えています。



組合員による生産資材の自己取りの様子

(2) 農業委員会

（推進委員には、農地利用の最適化を推進するに当たり、現場活動が期待）

担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農の促進等の農地の利用の最適化に関する業務を行う農業委員会は、平成29（2017）年10月1日時点で市町村等に1,703設置されています（[図表2-6-3](#)）。平成28（2016）年4月に施行された改正後の「農業委員会等に関する法律」により農業委員会に新設されることとなった農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）は、任期3年間の農業委員の改選時期に合わせて順次委嘱が進められており、平成29（2017）年10月1日時点で、1,379委員会で13,465人の推進委員が委嘱されています。

推進委員には、農地利用の最適化を推進するに当たり、主に現場活動を行うことが期待されており、地域農業の振興において鍵を握る人物の一人と言っても過言ではありません。担当地域において、戸別訪問による農地の出し手の意向把握、農地利用の集積・集約化への理解深化等の活動により、農地中間管理機構の活用につなげた事例が見られます。推進委員が積極的に活動を展開し成果をあげられるよう、サポート役である農業委員会の支援が不可欠です。また、今後、新たに推進委員の委嘱が行われる農業委員会においては、熱意と識見を有する推進委員候補者の確保が重要となっています。

図表 2-6-3 農業委員会数等

（単位：委員会、人）

	平成 24年 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
農業委員会数	1,710	1,710	1,708	1,707	1,706	1,703
農業委員数	35,729	35,514	35,618	35,488	33,174	26,110
推進委員数	—	—	—	—	3,257	13,465
事務局職員数	7,755	7,732	7,725	7,722	7,775	7,707

資料：農林水産省調べ

注：1) 事務局職員数は、市役所・町村役場内他部局との兼任職員を含む
2) 各年10月1日時点

事例

農地利用の現状を地域で共有するため、独自の地図を作成（茨城県）

茨城県 さくらがわし ふじたつねお 桜川市の藤田恒男さんは、勤務していた銀行を退職後、平成28（2016）年4月に、地域の推薦を受けて67歳で農地利用最適化推進委員に任命されました。同時期に任命された推進委員は藤田さんのほか32人おり、市内の農地5,300haについて、1人当たり平均160haの担当区域で農地の利用集積・集約化に向けた説明会等を開催しています。

農地利用の現状を地域で共有するため、藤田さんは白地図に色付けして、耕作されている借入農地や自己所有農地、遊休農地の分布が分かる地図を作成し、平成28（2016）年7月に2回、平成29（2017）年7月に1回、農業者向けの説明会で提示しました。併せて農地中間管理機構を活用した場合のメリット措置等を説明したことで、農業者2人が機構を活用した農地の貸借を行うことになりました。

藤田さんは、農地の所有者の意向を把握するとともに、所有者と担い手に対し機構を活用した場合のメリット措置等を理解してもらえるよう努力していきたいと語ります。



藤田恒男さんと自作の色付け白地図

(3) 農業共済団体

(収入保険と農業共済の円滑な実施のための体制整備が必要)

農業共済の実務を担う農業共済団体では、業務の効率化等に向けて県内の農業共済組合と農業共済組合連合会を統合する1県1組合化が進められており、平成29（2017）年4月1日時点で30都府県で1県1組合が実現しています（[図表2-6-4](#)）。

平成30（2018）年4月に施行された改正後の農業災害補償法（農業保険法）により、平成31（2019）年1月から始まる収入保険は、全国を区域とする農業共済組合連合会が事業を実施し、その業務の一部は農業共済団体等に委託できることとなっています。

このような中、農業共済団体では、引き続き、1県1組合化による業務の効率化等と、全国農業共済組合連合会の設立準備を進め、収入保険と農業共済の円滑な実施のための体制整備を図っていくこととしています。

図表 2-6-4 農業共済団体の状況

(単位：組織、人)

	平成25年 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
農業共済組合連合会	38	30	27	24	17
農業共済組合等	241	211	196	178	141
組合営	187	162	147	129	99
市町村営	54	49	49	49	42
職員数	7,436	7,394	7,238	7,069	6,997
1県1組合となった都府県数	9	17	20	23	30

資料：農林水産省調べ
注：各年4月1日時点

(4) 土地改良区

(土地持ち非農家が増加し、耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制が必要)

土地改良区は、ほ場整備等の土地改良事業を実施するとともに、農業水利施設等の土地改良施設の維持・管理等の業務を行っており、平成28(2016)年度末時点で4,585地区となっています(図表2-6-5)。

土地改良区の運営をめぐるのは、組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、組合員の中で土地持ち非農家が増加している等の課題があります。今後も、土地持ち非農家の増加が続けば、土地改良施設

の管理や更新等に関する土地改良区的意思決定が適切に行えなくなるおそれがあり、耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行していくことが求められています。

また、土地改良区の業務執行体制が脆弱化^{ぜいじやく}する中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化を図っていく必要があります。

このため、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会の設置、土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずる「土地改良法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

図表 2-6-5 土地改良区の状況

(単位：地区、万人、万ha)

	平成 24年度 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)
土地改良区 数	4,869	4,795	4,730	4,646	4,585
土地改良区 組合員数	373.2	370.5	367.5	363.9	359.2
延べ面積	264.3	261.8	258.4	256.1	253.5

資料：農林水産省調べ
注：各年度末時点